

改正 平成29年3月29日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

本条…一部改正〔平成29年条例20号〕

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(区域)

第3条 法第4条の2第1項の他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域および工業専用地域（以下「対象区域」という。）とする。

本条…一部改正〔平成29年条例20号〕

(緑地面積率等)

第4条 法第4条の2第1項の緑地面積率等は、次のとおりとする。

(1) 対象区域に存する特定工場の緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。） 100分の15以上

(2) 対象区域に存する特定工場の環境施設的面積の敷地面積に対する割合 100分の20以上

本条…一部改正〔平成29年条例20号〕

(建築物屋上等緑化施設等の緑地の面積への算入割合)

第5条 緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設または同条第1号トに掲げる施設と重複する土地および省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合まで緑地の面積に算入することができる。

(敷地が対象区域および対象区域以外の区域にわたる場合の適用)

第6条 一の特定工場の敷地が対象区域および対象区域以外の区域にわたる場合において、それぞれの区域に存する敷地の当該特定工場の敷地の全部に占める面積の割合（以下この条において「割合」という。）につき、対象区域に存する敷地の割合が対象区域以外の区域に存する敷地の割合を上回るときは、この条例の規定を当該特定工場の敷地の全部について適用する。

(他条例との関係)

第7条 第3条から前条までの規定は、緑地に関する届出に係る他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 対象区域に存する昭和49年6月28日に設置され、または設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第4条各号の規定に適合する緑地の面積および環境施設的面積の算定は、付則別表に定める式によって行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、既存工場等が、次に掲げる要件を満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないと区長が認める場合には、算定式により求められる緑地の面積または環境施設的面積に満たなくとも建替えをすることができる。ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超える部分については、この限りでない。

(1) 対象工場要件 次のいずれにも該当する場合

ア 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあること。

イ 建替え後に緑地または環境施設の整備に最大限の努力をして緑地の面積または環境施設の面積が一定量改善されること。

(2) 生活環境保全等要件 次のいずれかに該当する場合

ア 現状の生産施設の面積を拡大しない改築または更新であること。

イ 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更であること。

ウ 対象区域に立地し、周辺に住宅等がないこと。

付則別表（付則第2項関係）

区分	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
単一業種の場合	$G \geq (0.15-)$ ただし、 $(0.15-) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (0.2-)$ ただし、 $(0.2-) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
兼業の場合	$G \geq (0.15-)$ ただし、 $(0.15-) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (0.2-)$ ただし、 $(0.2-) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考

1 「単一業種の場合」とは、既存工場等が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる一の業種に属する場合をいう。

2 「兼業の場合」とは、既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合をいう。

3 この表において、次に掲げる記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ア G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

イ P 当該変更に係る生産施設の面積

ウ γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

エ G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

オ S 当該既存工場等の敷地面積

カ G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

キ n 当該既存工場等が属する業種の個数

ク P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

ケ γ_j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

コ E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

サ E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

シ E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

付 則（平成29年 3 月29日 条例第20号）
この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。